

## 令和3年度第1回滋賀県契約の在り方検討懇話会 議事概要

- 1 開催日時：令和3年（2021年）9月30日（木）13時30分～15時00分
- 2 開催場所：滋賀県大津合同庁舎6階 6-D会議室（オンライン併用）  
（大津市松本1丁目2-1）
- 3 出席委員：石井委員、小川委員、土山委員、中田委員、仁尾委員、廣川委員
- 4 議 題：
  - (1) 「滋賀県が締結する契約に関する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について
  - (2) 滋賀県が締結する契約に関する条例案について
  - (3) 「(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針」の策定にかかる考え方について
- 5 発言要旨：

### ○開会挨拶

（会計管理局长）

- ・昨年度は、4回にわたり、県の契約の在り方について、大変熱心に御議論いただいた。座長をはじめ委員の皆様、改めて御礼申し上げる。
- ・9月県議会定例会にて「条例案」として提案することができた。議決してもらえよう閉会まで説明に努める。
- ・本日の会議では、条例案提案に先立ち実施した「条例要綱案」に対していただいたパブコメの結果と、今議会に提案している「条例案」について報告する。
- ・条例案が可決され、条例公布後は、すぐに条例に基づく附属機関として契約審議会を設置し、条例に基づく「取組方針」について、ご審議いただく予定をしている。
- ・本日は、事務局において整理した「取組方針」策定にかかる考え方について、ご意見をいただきたいと考えている。

### ○議題(1) 「滋賀県が締結する契約に関する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

事務局から、資料1により説明。質疑なし。

### ○議題(2) 滋賀県が締結する契約に関する条例案について

事務局から、資料2-1、2-2により説明。質疑なし。

○議題(3)「(仮称)滋賀県の契約に関する取組方針」の策定にかかる考え方について  
事務局から、資料3により説明後、質疑応答。

1. 条例に基づく取組方針の策定
2. 条例を推進するにあたって

(委員)

- ・社会経済状況の変化に応じ、取組方針を見直すと記載があるが、審議会にて定期的に見直しを行うという認識でよいか。

(会計管理局)

- ・今年度の審議会においては、取組方針の策定が中心となる。
- ・条例施行後は、毎年、審議会にて取組方針に基づく取組の状況を検証し、必要があれば、審議会の意見を聴いたうえで取組方針の内容を変更する。

(委員)

- ・条例がいかされているか毎年検証すべき。

(委員)

- ・取組方針の見直し期間を設定することや取組方針を見直さなくても見直しの有無を確認する手続きを規定しておいてはどうか。
- ・取組方針の見直しとともに、取組の全体像を県内の事業者によく周知するという観点を含めたほうが良い。

### 3. 基本理念にのっとり県内の契約の推進を図るための主な取組

- ・基本理念1、2

(委員)

- ・基本理念1で「随意契約の厳格な適用」とあるが、県の契約の現状をみると、プロポーザルについて、随意契約の一種との認識が薄く、総合評価落札方式からプロポーザルに流れていくケースが多く見受けられる。プロポーザルを実施できるケースを限定し、厳格な運用が必要である。
- ・契約金額が一定金額以下の場合(物品160万円以下)は、公募型見積合せを行っているが、5万円以下の少額の発注は公募型見積合せが省略できるため、1者随契として発注されており、特定の業者に発注が偏っているという話も聞く。特定の業者への発注が5万円でも複数回あれば、年間を通じたら相当額になる。県内の事業者の多くが中小零細事業者であり、公募型見積合せによらない場合、少額(5万円以下)の案件であっても特定の業者ではなく、地域ブロック内で分散発注を検討してほしい。

(会計管理局)

- ・いただいた意見を含めて、今後の運用を検討していく。

(委員)

- ・パブコメでも、労働環境・労働条件の確保についての意見が多く寄せられている。
- ・実態として指定管理者制度を含めて多くの問題を抱えており、現場の労働者からの条例への期待が大きいことが推察できる。
- ・条例自体は理念的な性格が強いと思うので、どのように実効性を高めていくかを取組方針の策定の過程でしっかり議論していただきたい。

(会計管理局)

- ・基本理念4で、「県の契約に従事する者の労働環境の整備」について記載しており、事業者の取組状況の把握や適切な積算の促進により実効性を高めていきたいと考える。

(委員)

- ・全国的には、理念条例が多い(43/67)。
- ・市町で制定している条例では、労働報酬の下限を決めているケースがあるが、県の条例では難しいと考える。県の条例制定により、市町の動きにも影響があるので、範となるような運用を検討してほしい。

(委員)

- ・一般競争入札を実施した場合でも、一者しか応札がない事例もみられる。可能な限り、一者応札の事例をなくし、多くの入札者が確保できる取組が必要である。取組方針にて、一般競争入札を原則とするとの文言だけでなく、具体的に記載してもよいと思う。

(会計管理局)

- ・書き方については、今後検討していく。

(委員)

- ・基本理念2の「価格以外の多様な要素の考慮」は重要な視点と考える。パブコメでもダンピング受注が発生しているとの意見があり、是正していく必要がある。
- ・「価格と技術力とを総合的に評価する総合評価落札方式」において、プラスαの要素(限界利益率をどの程度確保できているのか等)を加えられないか。

(会計管理局)

- ・基本理念2に記載のとおり、最低制限価格制度および低入札価格調査制度を活用する。総合評価方式は、価格以外の要素も考慮しながら新たな価値を付加していくという評価制度であるため、運用の中で考慮しながら対応していく。

(委員)

- ・基本理念2の「多様な要素」とは、価格と技術力を多様な要素で評価することか。

(会計管理局)

- ・お見込みのとおりである。

(委員)

- ・パブコメ意見に関して、昨年度の懇話会にて議論した内容にもかかわらず、県の考え方について、「いただいた御意見は今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。」とのみ記載されているものがある。懇話会で議論した旨の補足があれば良かったと思う。
- ・基本理念4で、「一定の行政目的の実現を図るための契約の活用」の項目があるが、契約での活用の状況を可視化し、契約での活用実績を明らかにしていく必要がある。

(委員)

- ・基本理念2にある適正な履行の確保として「監督・検査を行う職員の研修の実施」の項目があるが、当然のことながら、発注職員のスキルアップが前提となる。
- ・原則は総合評価方式を含む一般競争入札で、プロポーザルを含む随意契約は限定したケースに限られるということを職員にしっかり認識させる必要がある。

(委員)

- ・研修のほかマニュアルの整備を考えているのであれば、「研修等」と表記したほうが良いのではないか。

(委員)

- ・パブコメでは、「適切な賃金水準等の確保」についての意見が多かった印象がある。そのためには、資材等の実勢価格の反映や最低制限価格制度の活用が重要である。
- ・工事、委託、物品に分けて取組を整理することであるが、その中でも様々な内容の契約が考えられることから、可能な限り、契約の内容に応じて取組を整理する必要がある。

(会計管理局)

- ・業務内容ごとに分類した方が分かりやすい項目については、取組方針の本編を作成する中で、整理の仕方を再度検討する。

### ・基本理念3 地域経済の活性化への配慮

→質疑・意見等なし

## ・基本理念4 行政目的の実現を図るための契約の活用

### (委員)

- ・環境への配慮、多様な人材の活用の項目は、一定の指標に基づく取組の評価が可能であると考ええる。
- ・一方で、労働環境の整備において適切な賃金水準等の確保をどのように実現していくかが大きな課題である。事業費の積算を行う場合、県が委託の中身に応じて労務単価を設定することは難しいため、仮にその委託事業を県の直営で行った場合の単価で積算するのもひとつの方法であると考ええる。
- ・提供されるサービスの質を担保するためには、適正な賃金水準を確保する必要がある、業務の種別ごとの下限報酬額の規定を検討すべきである。

### (会計管理局)

- ・業務内容や従事者の経験年数等の様々な要素があるなか、賃金の妥当性について県が個別に判断するのは困難であると考ええる。
- ・条例を推進するための仕組みとして、取組方針にも「事業者の取組状況の把握」という項目を入れている。賃金を含めた労働環境の整備等にかかる事業者の取組状況を一定の基準を設けて調査し、結果を分析することを繰り返しながら実態を把握していく。

### (委員)

- ・「環境に配慮した事業活動」は滋賀県独自の重要な取組であると考ええる。「多様な人材の活用」の項目で、障害者雇用の促進や女性活躍に関する取組等はプロポーザル方式で評価することとなっているが、環境に配慮した事業活動についてもプロポーザル方式の評価項目に追加することは可能か。もしくは、「環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等からの優先調達」に含まれるという整理なのか。

### (会計管理局)

- ・県が作成し、現在運用している「社会政策推進に配慮した入札等実施要領」では、プロポーザル等における落札者決定基準時に、以下の5項目について評価を付加することとしており、同様の項目を取組方針に記載している。
  - (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。
  - (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
  - (3) 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。
  - (4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。
  - (5) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。

- ・環境に配慮した事業活動についても、客観的に評価できる指標が出てくれば、庁内で評価項目の追加を検討していく。

(委員)

- ・工事現場で週休2日制を導入する動きがあると聞いているが、滋賀県の公共工事の実態を教えてほしい。

(土木交通部)

- ・国土交通省の動きに合わせて、県が発注する工事についても、原則週休2日制を指定している。

(委員)

- ・週休2日制については、取組方針に明記しないのか。

(会計管理局)

- ・週休2日制を含めたワークライフバランスの実現については、「多様で柔軟な働き方の実現」、「その他の労働環境の整備」に関係すると考える。整理の仕方は再度検討する。

(委員)

- ・入札参加資格審査において、社会保険適用事業所については加入を資格要件とするがあるが、そもそも適用事業所が加入していないと法令違反になる。労働法令に違反していないことを資格要件に入れたほうが良いのでは。

(会計管理局)

- ・いただいた意見を参考に書き方を検討する。

(委員)

- ・「事業者の適切な積算の促進」とあるが、県で講習会の実施等を通して事業者に周知する必要はないのか。

(土木交通部)

- ・公共工事については、国に倣って県で積算基準を定めており、事業者は、積算の仕方についてある程度熟知していると認識している。

(委員)

- ・委託や物品についても、適切な積算を促進していく必要がある。

(会計管理局)

- ・業務の種類が多様であるため、周知の仕方が難しいと考えるが、検討していく。

#### 4. 条例を推進するための仕組み

(委員)

- ・ 審議会にて、条例がどのようにいかされているのか検証し、必要に応じて取組方針を見直すというサイクルになると思うが、委員の意見をいただきたい。

(委員)

- ・ 取組状況に関するデータを集約し、それを審議会において審議できるようにすることが理想である。
- ・ 条例の運用状況や事業者視点の活用のポイント等について、フォーラム等の機会があれば周知が進むと思う。
- ・ 取組状況の検証においては、適正な契約を目指していかに工夫して取り組んでいるか等を具体的に検証できるような仕組みづくりが重要。

(委員)

- ・ 今後ひとつのポイントとして議論できればと思う。

(委員)

- ・ 取組方針に基づく取組について、その結果をレビューしていくということが重要である。取組の実態を適切に把握し課題を検証していき、改善に資する具体的な指示を示していくことに時間をかけるべき。

(委員)

- ・ 「条例の推進に係る相談・情報提供窓口の設置」とあるが、具体的なイメージはあるのか。
- ・ それぞれの契約を担当している所属とどのように情報を共有していく予定なのか。

(会計管理局)

- ・ 事業者と協同して条例を推進していくにあたり、事業者からの相談や情報提供等に総合的に対応するための窓口である。具体的な契約の中身については、それぞれの発注担当課で対応することになると考えている。
- ・ 各部局の次長で構成している検討会議をスライドさせて、部局横断による推進体制を整備し、情報共有を図っていく。

(委員)

- ・ 基本理念4では、一定の行政目的の実現を図るため、事業者の社会的価値の実現に向けた取組を評価することとなっているが、事業者の本来の事業目的から外れないよう、項目として挙げる際は十分に検討していきたい。
- ・ フォーラムなど、事業者との相互理解を図るための取組を検討する必要があると考えている。

## ○その他

(委員)

- ・ 条例の第2条(1)に表記されている「その他の契約」とは、リース契約等も含まれるのか。

(会計管理局)

- ・ 県が対価を支払う契約すべてが含まれる。

(委員)

- ・ 基本理念3にて、「県内事業者を下請負人とするよう要請」とあるが、具体的にはどのような方法が可能なのか。

(会計管理局)

- ・ 条例を根拠に、文書で要請することになる。

(委員)

- ・ 同じ項目のなかに記載のある、「県内下請負人選定を評価」に含まれるのではないかと、書き方を検討いただきたい。

(委員)

- ・ 施策の実現を図るための取組は、経営に余裕がある企業が取り組めるものであるため、中小企業など、取り組む余裕がない企業に対する配慮も必要である。

## ○閉会挨拶

(会計管理局次長)

- ・ たくさんの貴重なご意見をいただき、感謝。
- ・ 今後、取組方針の骨子のイメージを本編に落とし込んでいくなかで、本日いただいた意見をいかしていく。

## ○閉会